

電力・ガス・食料品等 価格高騰重点支援給付金を給付

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯を支援するため3万円を給付します。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ先 重点支援給付金コールセンター（担当：社会福祉課） ☎(46)7779

対象世帯 次の全てに該当する世帯

- ・令和5年6月1日時点でみどり市に住民登録がある世帯
- ・世帯全員の令和5年度の住民税が非課税の世帯

※住民税が課税されている人の扶養親族などのみからなる世帯は支給対象外です。

給付額 1世帯につき3万円

申請方法 世帯の状況により、申請方法が異なります。



①給付金のお知らせ（はがき）が届く世帯

令和4年度の「緊急支援給付金（5万円）」を世帯主の口座で、みどり市から受給した令和5年度非課税世帯

申請不要 です。

「給付金のお知らせ」に記載の口座に、7月下旬頃振り込む予定です。

②確認書（封書）が届く世帯

令和5年度非課税世帯のうち、

- ・令和4年度の「緊急支援給付金（5万円）」を、世帯主名義の口座以外で受給した世帯
- ・世帯全員が令和5年1月1日以前からみどり市に住民登録がある非課税の世帯で、令和4年度「緊急支援給付金（5万円）」をみどり市から受給していない世帯

申請が必要 です。

必要事項を記入し、必要書類を添付の上、同封の返信用封筒で返送してください。

【申請期限】10月31日(火) 必着

③支給要件に該当しているが「給付金のお知らせ」または「確認書」が届かない世帯

例) 令和5年度非課税世帯のうち、

- ・令和5年1月2日から6月1日までに市外から転入した人がいる世帯
- ・令和5年度非課税相当であっても、住民税の申告を行っていない人がいる世帯
- ・令和5年度住民税課税世帯であったが、令和5年6月1日までに扶養者と離婚などにより、被扶養者だけが残った世帯

お問い合わせください。

申請方法などをご案内しますので、お問い合わせください。

【期限】9月29日(金)

フードドライブを実施しています - 「もったいない」から「ありがとう」へ -

フードドライブとは、家庭で食べきれない食品などを寄付していただき、さまざまな理由により食料を必要している人へ届ける活動です。

期日 7月14日・28日、8月25日、9月8日（原則、第2・4金曜日）

会場 笠懸・大間々庁舎、東支所

問い合わせ先 社会福祉課 ☎(76)0975

詳しくは、右の2次元コードから市ホームページをご覧ください →

